

食料・農業・農村基本法（抄）  
（平成11年法律第106号）

（都市と農村の交流等）

第36条

- 2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画（抄）  
（平成27年3月31日閣議決定）

**第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策**

3. 農村の振興に関する施策

（3）多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

③ 多様な役割を果たす都市農業の振興

新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業が有する多様な機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、都市農業の持続的な振興を図るための取組を推進する。

このため、都市農業の有する機能への都市住民の理解促進を図るとともに、地方公共団体との適切な役割分担の下で、農業経営の維持発展、農産物の地元における消費の促進、市民農園や体験農園等における農作業体験や交流活動の促進、都市農地の防災機能の強化等に向けた取組を推進する。

高齢化や人口減少が進行する中、都市における農地の有効活用や適正な保全が新たな課題となっていることを踏まえ、国民の十分な理解を得つつ、都市農業の振興や都市農地の保全に関連する制度の見直しを検討する。